

《参考資料》「公益財団法人全日本弓道連盟 審査規定」を抜粋してお知らせします。

本文は、公益財団法人全日本弓道連盟ホームページに掲載されています。

### 第3章 段・級位

(段・級位の資格基準)

第8条 段・級位を受ける資格の基準は、次に掲げるとおりとする。

四段 射形定まり、体配落着き、氣息正しく、射術の運用法に適い、離れ鋭く、的中確実の域に達した者

参段 射形定まり、体配落着き、氣息整って、射術の運用法に従い、矢飛び直く、的中やや確実な者

式段 射型・体配共に整い、射術の運用に氣力充実し、矢所の乱れぬ者

初段 射型・体配型にあって、矢所の乱れぬ程度に達した者

一級 射型・体配概ね正しいものと認められる者

二級 修練の程度三級に比して著しく進歩を認められる者

三級 射の基本動作及び弓矢の扱い方がやや整い、秩序ある指導の下に修練を経たと認められる者

### 第4章 審査会

(審査会の種別)

第9条 審査会は全弓連が主催し、種別は、中央審査会、外国審査会、連合審査会及び地方審査会とする。

2 全弓連は連合会及び地連と審査委託契約を結び、審査を主管させる。

### 第7章 段・級位の審査及び選考

(八段以下の段・級位の審査)

第21条 八段以下の段・級位の審査の方法は、次のとおりとする。

(2) 六段より初段の段位は、行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する

(3) 級位は、行射の審査の成績に応じて、一級より五級を与える

(4) 「無指定」として受審した場合、行射の審査の成績及び学科試験の総合成績により、初段又は級位を与える。ただし、初段は学科試験の合格を必要とする。

2 五段以下の行射審査の統一基準については別途定める。

### 第8章 受審資格

(受審資格)

第23条

(3) 段位の審査

現有の段位取得後、五段以下については5カ月を経過した者、六段以上は1年を経過した者

### 第9章 審査の手続

(審査の申込手続)

第24条 受審者は、該当する審査会実施要項の定めるところにより申し込む。

2 受審者は、様式第2号または第3号の審査申込書に該当事項を記載し、審査料を添えて、地連会長に提出する。

3 地連会長は、申込書の記載内容を確認し、以下の審査会については、審査料を添えて審査申込書を提出する。

中央審査会および外国審査会は全弓連事務局に、連合審査会は連合会又は主管地連事務局に申し込む。

審査規程内規

別表 2

審査における行射の要領（5人立ちの場合：弓道衣着用、和服着用共通）

	1 番	2 番	3 番	4 番	5 番
甲 矢	間をおかず行射する。	1 番の「胴造り」の終わる頃立つ。  1 番の弦音で取懸け、打起し行射する。	1 番の弦音で立つ。  2 番の弦音で取懸け、打起し行射する。	2 番の弦音で立つ。  3 番の弦音で取懸け、打起し行射する。	3 番の弦音で立つ。  4 番の弦音で取懸け、打起し行射する。
乙 矢	4 番の弦音で弓を立て矢を番えて待つ。  5 番の弦音で立ち、間をおかず行射する。	4 番の弦音で弓を立て矢を番えて待つ。  1 番の「胴造り」の終わる頃立つ。  1 番の弦音で取懸け、打起し行射する。	4 番の弦音で弓を立て矢を番えて待つ。  1 番の弦音で立つ。  2 番の弦音で取懸け、打起し行射する。	5 番の弦音で弓を立て矢を番えて待つ。  2 番の弦音で立つ。  3 番の弦音で取懸け、打起し行射する。	射終われば直ちに弓を立て矢を番えて待つ。  3 番の弦音で立つ。  4 番の弦音で取懸け、打起し行射する。

審査における行射の注意事項（弓道衣着用、5人立ちの場合）

- 1 射場への入退場にあたっては、必ず上座に意を注ぎ、順次礼（揖）をする。
- 2 本座に進み、跪坐し、揃って揖を行い、射位に進む。
- 3 射位で跪坐し、脇正面に向きを変え、弓を立て矢を番えて待つ。
- 4 射終わったら 1 番より順次退場する。
- 5 次の控えは、3 番の乙矢の弦音で入場し、本座に進み跪坐し、5 番の弦音で揃って揖を行い、最後の射手が後退するとき射位に進む。
- 6 行射の前後動作が殊更に間延びしないようにする。
- 7 立射と坐射で動作が違う場合は、立射の射手は坐射の射手の動作に合せること。要領は「弓礼・弓法問答集改訂版（平成28年4月1日施行）巻末『立射の作法』」を参照すること。

審査統一基準（五段以下）

段・級位	体配	射法・射技	備考	
五段	<b>射形・射術・体配共に法に違って射品現われ、精励の功特に認められる者</b>			
	規矩に適った起居進退身につ き、落ち着きある容儀、態度。 和服着用、肌脱ぎ又は袴さばき （坐射）の実施。	基本体型の堅持。 縦線を軸とした引き分け。充実した会。詰合い・伸合い。 気合いの発動による鋭い離れ、弦音、残身、弓倒し。 体配と相俟って射法、射技の総体に現れる品位と格調。		
四段	<b>射形定まり、体配落着き、氣息正しく、射術の運用法に適い、離れ鋭く、的中確實の域に達した者</b>			
	体配身につき、息合いとの協 応。 適正な行射の運行（審査の要 領、射手相互の間、失の処理な ど）。	縦横十文字の規矩と五重十文字。 氣息正しく射法に適った射術の運用。 心の安定・氣力充実した会。詰合い・伸合い。 手の内の働（正しい弓返り）、鋭い離れ、気合いのこもつ た残身。		
参段	<b>射形定まり、体配落着き、氣息整って、射術の運用法に従い、矢飛び直く、的中やや確實な者</b>			
	呼吸に合せた基本の姿勢・動作 の実施。落ち着きある態度。目 づかい。 審査の要領に則った行射。	射法八節に従った射術の運用。 正しい足踏み・胴造り。五重十文字。 手の内の働（弓返り）、矢束・頬付・胸弦・的付け。 離れ、残身、矢飛び。		
式段	<b>射型・体配共に整い、射術の運用に氣力充実し、矢所の乱れぬ者</b>			管こぼれは残り1 射で評価。2射共 にこぼれば否。 （式段～初段共 通）
	執弓の姿勢、矢番え、足の運び など基本の姿勢・動作のほぼ確 実な実施。	概ね適正な三重十文字、五重十文字。 氣力ある射術の運用。離れの方向、氣力ある残身。 的中不問。		
初段	<b>射型・体配型に違って、矢所の乱れぬ程度に達した者</b>			
	基本の型に適った姿勢、動作。 節度ある態度。	型に適った射法八節の運行。 スムーズな引分け、努力した会、元氣な離れ、氣力ある残 身。 弓倒し後の崩れのない姿勢。 矢枕落ち不問。		
一級	<b>射型・体配概ね正しいものと認められる者</b>			
	概ね基本の型に適った姿勢、動 作。弓矢の取扱い。	概ね型に適った射法八節の運行。		
二級	<b>修練の程度三級に比して著しく進歩を認められる者</b>			
	三級に比し相当進歩した姿勢、 動作。	ほぼ間違いなくできる射法八節の運行。		
三級	<b>射の基本動作及び弓矢の扱い方がやや整い、秩序ある指導の下に修練を経たと認められる者</b>			
	基本動作や弓矢の扱い方が指導に従って概ねできること。 射法八節の運行を概ね順序に従って実行できること。			
四級	<b>秩序ある指導を受けており、弓矢の扱い方に進歩があると認められる者</b>			
	道場内の行動や弓矢の扱い方に進歩が見られること。 矢を安全に飛ばすことができること。			
五級	<b>弓道修練の初歩的階層にある者</b>			
	四級の域に達していない者。			

註1 各段級上段のゴシック体は、審査規程第8条（段・級位の資格基準）の文言。

註2 審査に当っては、上記の統一基準項目を観点として、総合評価する。